

随意契約理由書

1 案件名称

保健管理システム及び衛生管理システム端末機等 借入（再リース）

2 契約の相手方

F L C S 株式会社

3 随意契約理由

保健管理システム及び衛生管理システム端末機等の取り扱いについては、現在は平成30年3月1日から令和4年12月31日まで長期借入契約をF L C S 株式会社と締結しており、契約期間満了後は入札で決定した事業者と新たな借入契約を締結する必要がある。

これについて、入札手続きを進めるにあたり市場の動向を確認したところ、世界的な半導体不足のため機器調達期間の見直しを行う必要が生じた。また、保健管理システム及び衛生管理システムの機能の一部が対象となっている国が整備する自治体のシステム標準化における調整及び本市が計画するシステム環境への移行時期の調整等に想定以上の時間を要するため、事務スケジュールを見直した結果、新たな借入契約が開始可能となる令和5年3月15日まで引き続き使用する必要が生じた。

当該期間においては、引き続き、再リースで対応することが経済的かつ合理的であることから、当該端末機等のリース契約相手である上記相手方と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

健康局保健所保健医療対策課（保健情報グループ）（電話番号 06-6647-0685）